

行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

[議事録 1/4]

・電波利用料の歳入歳出差額と使途追加事業の現状

電波利用料における累積の歳入歳出差額

歳入歳出の一致に向けた方策

一般財源と電波利用料財源の施策の基準

○吉川沙織君

民進党の吉川沙織です。

今回は、電波法改正案の内容に重点を置きつつも、今回の改正内容は3年に一度の電波利用料額の改定等の小幅な内容にとどまっておりますことから、これまで継続的に質疑を行ってきた防災行政無線やJアラート等消防防災の観点、並びに、先月3月15日、最高裁大法廷でGPS捜査の判決が出ました。これに関しても少し伺っていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。



電波利用料は、3年を一期間として、その期間に必要と見込まれる電波利用共益費用を同期間中に見込まれる無線局で負担するものとして3年ごとに見直しが行われており、今年度が改正時期に当たっております。

電波利用料制度は平成5年に創設されていますが、この間、歳入と歳出の差額について、平成20年5月、平成25年5月の電波法質疑の際にも確認をいたしました。現在における歳入歳出の差額について総務省に伺います。

○政府参考人(富永昌彦君)



お答え申し上げます。

平成5年度の電波利用料制度の創設時から決算が出ております平成27年度までにつきまして電波利用料の収入決算額から電波利用共益費用の決算額を控除いたしました累積の歳入歳出差額は約728億円となっております。

以上でございます。

○吉川沙織君

平成 25 年 5 月時点で累積黒字が 217 億円、平成 25 年 5 月時点での累積黒字が約 356 億円と答弁があつて、今局長から 728 億円という、こういう答弁でございました。

今年度の電波利用料予算額が約 620 億円であることに鑑みれば、およそですが、約 1 年度分の電波利用料予算に匹敵する累積黒字が存在することになり、これを勘案すると、料額を下げる、若しくは無線局全体の受益に資するための有効活用をするしかないと思われま



われま

電波利用料は一般会計の中の特定財源とされていることから、総務省が、これ使いたいんです、余った分使いたいんですと財務省に要求しなければ、電波利用料財源はほかの一般財源として消費されることになる仕組みとなっているからです。

これだけ累積黒字が発生している中、総務省が財務省に対してこれまで余った分をこの政策に使いたいと言って要求した例というのは、平成 21 年度における約 244 億円の例のほかにあるか否かだけで結構です、総務省に伺います。

○政府参考人(富永昌彦君)



歳入歳出差額につきましては電波法にその取扱いが明記されておりまして、その差額につきましては予算で定めるところにより電波利用共益費用の財源に充てることのできるとされております。

今委員御指摘のとおり、平成 21 年度には地上デジタル放送への移行支援、それから携帯電話等エリア整備事業ということで、約 244 億円という大規模な補正予算を計上しております。

そのほか、これぐらいの大きな規模ではございませんが、過去に累積差額のうちから支出を行ったものがございます。

○吉川沙織君

過去に累積差額から支出を行った例というのは何年度ですか。

○政府参考人(富永昌彦君)

今ちょっと手元に年度を持っておりませんので、至急調べさせていただきます。

○吉川沙織君

平成 21 年度以外にあるかないかだけ伺いましたので、後で教えていただければ結構でございます。

電波法第 103 条の 3 第 2 項の規定は、将来必要になった場合に財務省が責任を持って余った分はこれ返してくださいよと言って手当てすることであって、単年度で見た場合、歳入超過分は一般会計の中でほかの施策に使われてしまうということですので、一般財源が電波利用料から無利子で借金しているようなものです。電波利用料制度というのは受益者負担の制度であり、累積黒字が増大するということは負担が受益を上回っているということになりますので、受益と負担のバランスが適正である必要があると思っています。



ここで、昨年まとめられました電波政策 2020 懇談会報告書 169 ページの「歳入と歳出の一致についての考え方」で、「電波利用料は 3 年間に必要な電波利用共益事務にかかる費用を同期間中に見込まれる無線局で負担するものとして料額を決定しているが、」、中略をして、「歳入と歳出の乖離が生じている。このような状況に対して、意見募集やヒアリングにおいて、放送事業者、通信事業者の無線局免許人から、「乖離が生じないよう歳入と歳出の総額を一致させるべき」との意見が多数提出された。」とあります。

これらの意見を踏まえるならば、今年度以降の 3 年間に於いて歳入と歳出の一致に向けてどのように取り組まれるのか、総務省に伺います。

○政府参考人(富永昌彦君)

お答え申し上げます。

電波利用料は、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の費用をその受益者である無線局の免許人に広く御負担いただくというものでございまして、各年度の歳入と歳出を一致させることが適当と考えております。



今般の電波利用料制度の見直しに当たっては、平成 29 年度から 31 年度までの 3 年間の歳出規模として年間平均約 620 億円を想定しております。この支出を賄うために同額の歳入が確保できるよう新たな料額を算定することとなりますが、前回の料額算定時に携帯電話等の端末についてその数が上限を超えても負担を増やさない措置を導入しましたことから、無線局数が 3 年間で大きくは変動しないことを想定いたしまして料額を算定しております。その結果、平成 29 年度予算につきましては、歳入と歳出を一致させた約 620 億円としております。30 年度、31 年度の予算につきましても、各年度の歳入と歳出の関係は一致させるとの考え方の下で適切に対応したいと考えております。

以上でございます。

○吉川沙織君

じゃ、仮にスマホが増えたとしても、これ、前回、平成 25 年 5 月 30 日の当委員会での局長答弁は、「差額が発生している主な理由としましては、スマートフォンを初めといたしまして、無線局の急速な普及等によりまして歳入が想定以上に増加したというようなことが挙げられるわけでございます。」と答弁がございました。このときは、上がるに従ってどんどん入ってくると。でも、今の答弁ですと、ある程度で区切ってしまうのでそれほど差額は発生しない、それが歳入と歳出の一致につながるという、こういうことでよろしいですか。

○政府参考人(富永昌彦君)

私どもとしては、3 年前に導入いただきました負担額を抑えるという措置でございまして、それがあつたために、今後 3 年間につきましては余り無線局数が大きな変動を起こさないと考えておりまして、そういう意味では、想定がかなり今までよりもより確度が高いという想定でございまして。したがって、その想定の下で歳出をしっかりと予算化していくということで考えております。

○吉川沙織君

他方、歳入歳出の差額、先ほど局長から御答弁いただきましたとおり、728 億円程度あるからといってなし崩し的に、電波利用料、平成 5 年にできてから改正のたびに大体用途の追加がなされてきています。だから、余っているからといってなし崩し的に電波利用料の用途の追加をするべきではないと思います。無線局全体の受益になる用途の追加であれば、もちろん法の趣旨にかなうことですのでいいかと思うんですが、国民全体の受益に資するということであればこれは一般財源を充てるべきだと思います。



一般財源と電波利用料財源で行う施策の区分というか基準の違いについて、改めて教えてください。

○政府参考人(富永昌彦君)

電波利用料は、広く免許人に費用負担を求める共益費用でございまして。その用途として、例えば電波の混信、ふくそうを防止するなど、電波の適正な利用を確保する上で不可欠なものであること、それから一部の無線局や個別の免許人ではなく無線局全体の受益を目的とすること、これを要件としております。具体的な用途につきましては電波法で限定列挙する形で明確に規定されておりまして、この規定に合致しないものを電波利用料財源の対象とはしてはございません。

以上でございます。

○吉川沙織君

無線局の全体の受益につながらないものは対象ではないということだったと思います。

その平成 25 年改正のときに用途が追加されたものとして、防災行政無線、消防救急無線のデジタル化に要する費用の補助が追加されました。消防救急無線のデジタル化は、これは平成 20 年当時からずっと質問してきましたけれども、平成 28 年 5 月末日をその期限として明確に定められていたということもあり、完了していることは承知しております。が、もう一つの対象だった移動系防災行政無線のデジタル化について、平成 25 年に用途の追加をして、実際どの程度進んで、現在の整備率はどうか。整備率だけで結構です。

○政府参考人(富永昌彦君)

お答え申し上げます。

周波数有効利用促進事業につきましては、消防救急無線と移動系防災行政無線、両方を対象としております。御指摘のとおり、消防救急無線につきましては、もう既に平成 28 年 3 月末にデジタル化が完了しております。一方、移動系防災行政無線の方につきましては、25 年 3 月末では約 13% でしたが、28 年 3 月末では約 20% ということまで行っております。

以上でございます。

○吉川沙織君

多分トータルだと 100 だと思いますので、20 だとまだまだだなという思いがありますのでどうかと思うんですが、平成 25 年改正において防災行政無線と消防救急無線のデジタル化に要する費用の補助を追加したことに伴って、平成 25 年改正のとき、電波法第 103 条の 2 第 4 項第 8 号、これを書き込みました。これを根拠としていた、今 20% という答弁いただきましたけれども、防災行政無線のデジタル化を含む周波数有効利用促進事業は今年 3 月末で終了しました。



ただ、この第 103 条の 2 第 4 項第 8 号は、事業は終了したのに削除されずに残ったままです。同号に基づく事業としてほかに何か想定されて残しているのかどうかを伺います。

○政府参考人(富永昌彦君)

お答え申し上げます。

電波法第 103 条の 2 第 4 項第 8 号の規定でございますけれども、周波数有効利用促進事業について規定したものでございます。この規定の下で、消防救急無線及び移動系防災行政無線のデジタル化を対象として平成 28 年度まで事業を実施してまいりました。この事業による支援でございますが、人命又は財産の保護の用に供する無線設備を広く恒久的に対象とする事業でございます。

今後、このような無線設備であって、電波の能率的な利用に資する技術の利用の推進を図るため必要があ

ると認められる場合には支援を行っていくことも想定されるということで、今特定のものを想定しているわけではございませんけれども、電波利用共益事務の定義規定を維持しているということでございます。

○吉川沙織君

平成 25 年に追加された消防救急無線は 100%です。移動系の防災行政無線の整備率は、先ほど御答弁いただいたように 20%です。

そのときに対象になったのは消防救急無線と移動系防災行政無線のデジタル化だけであって、当時、私も質問しましたが、同報系防災行政無線は事業の対象の追加とされませんでした。これは自治事務だから自治体の努力でやりなさいという答弁が当時の消防庁長官と総務大臣からあったところでございます。ですので、この同報系防災行政無線のデジタル化もまだ道半ばというふうに聞いておりますので、こういったことに使うこともあるのかなという感想だけ申し上げて、次の質問に行きたいと思います。



続きの議事録(2/4)は、[こちら](#)です。